

日本以外の東アジア諸国が後発効果による急激な変動を経験していると言える。ただし出生性比の歪みは日本でもヨーロッパでも見られず、儒教圏で初めて起きた現象である。また婚外出生の増加は、日本を含む東アジアではまだ始まっていないと見た方がよいだろう。

表2. 家族人口学的変動の指標

	年次	日本	韓国	台湾	シンガポール
人口増加率 (%)	2009	-0.143	0.288	0.359	3.062
65歳以上割合 (%)	2009	22.7	10.7	10.6	8.8
合計出生率	2009	1.35	1.15	1.03	1.22
平均出産年齢	2008	30.9	30.8	29.8	
出生性比(女児100対男児)	2008	105.2	106.4	109.6	
婚外出生割合 (%)	2008	2.1	1.8	3.9	
粗婚姻率 (%)	2009	5.7	6.2	5.1	6.6
粗離婚率 (%)	2009	2.0	2.5	2.5	2.0
平均初婚年齢:男	2008	30.2	31.4	31.1	29.8
平均初婚年齢:女	2008	28.5	28.3	28.4	27.3
外国人妻割合 (%)	2005	4.6	9.9	7.8	
外国人夫割合 (%)	2005	1.2	3.8	1.9	
女子労働力率:20~29歳 (%)	2008	72.9	62.5	68.3	75.8
女子労働力率:30~39歳 (%)	2008	65.0	56.0	73.9	77.5
女子労働力率:40~49歳 (%)	2008	73.3	65.8	65.4	69.3
平均世帯規模	2005	2.6	2.9	3.1	3.6
単独世帯割合 (%)	2005	29.5	20.0	26.1	10.1

国立社会保障・人口問題研究所、韓国統計庁、台湾行政院主計処、シンガポール統計局

表3はUNDPのジェンダーエンパワーメント指数(Gender Empowerment Measure; GEM)とその構成要素を比較したものである。GEMは国連開発計画(UNDP)が発表する人間開発報告書に含まれるジェンダー平等度の指標だが、台湾は国連加盟国でないので含まれない。台湾の数値は、行政院主計処による。これによるとGEMが最も高いのはシンガポールで、台湾がそれに次ぐ。シンガポールは都市国家で民主化が進んでおらず、日韓台と比較するのは難しい。台湾はすべての構成要素で韓国を上回っており、専門職女性比率以外で日本を上回っていることが注目される。

表3. 東アジアのジェンダー平等度 (2004年)

	日本	韓国	台湾	シンガポール
ジェンダーエンパワーメント指数	0.557	0.502	0.692	0.707
国会議員女性比率	10.7	13.4	22.1	18.9
管理職女性比率	10	7	16	26
専門職女性比率	46	38	44	45
勤労所得男女格差	44	46	58	51

張普芬(2010)

このように台湾のジェンダー間平等は日韓を上回るが、これはジェンダーが重要な政治的イシューとして取り上げられ、フェミニズム団体が政治的に成功したためである。これは1980年代後半以降の民主化過程で、与野党が競争的にフェミニズム団体を重用した結果だろう。韓国でも民主化の進展とともに女性問題がイシュー化され、男女雇用平等法

(1987年)、嬰幼兒保育法(1991年)、家庭内暴力関連法(1997年)、男女差別禁止法(1999年)、女性部創設(2001年)といった施策が相次いだ。台湾の変革はこれを上回るが、これには台湾固有の政治状況が影響していると見られる。上述のように国民党は当初から本省人の信頼を失い、その後は米中接近と国連脱退を契機に「正統中国国家」としての権威を喪失し、民主化以後は族群政治が顕在化した。韓国では日本統治時代の親日派テクノクラートが権力を握って経済発展を成し遂げたのに対し、台湾では外省人が長らく権力の座にあった。このため本省人から見れば、建国後の政治的エリートに対する懐疑と反発は韓国より甚大にならざるを得ない(丸山 2007)。そうした国民党＝外相人エリートの権威喪失と族群政治のイシュー化は、強い政治的改革への動機づけをもたらし、ジェンダー問題にも影響を与えたと見られる。

1988年に本省人として最初に総統の地位に就いた李登輝は、野党である民進党の要求を取り入れながら民主化を進め、1989年に郭婉容と葉菊蘭がそれぞれ初の女性大臣・女性議員となった。1990年代前半の民進党躍進時に社会運動出身者が政治中枢に食い込み、フェミニズム運動団体も陳水扁を支持した。1994年に民進党の陳水扁が台北市長に就任すると、台北市婦女權益促進委員会を設置した(洪郁如 2010)。1996年に民進党が1/4代表制を採用すると国民党もこれに追随し、1998年には地方における女性の1/4定員保障が制度化された(顧燕翎 2010; 範情 2010)。1998年に国民党の馬英九が台北市長に就任すると、呂秀蓮が初の女性副総統に就任し、李元貞、呉嘉麗といったフェミニストがそれぞれ国策顧問と考試院委員に起用された。こうした国民党と民主党的女性問題へのコミットメントを背景に、性侵害犯罪防治法(1996年)、性暴力防止法(1997年)、DV防止法(1998年)、両性工作平等法(2002年)、ジェンダー・イクオリティ教育法(2004年)、セクシャルハラスメント防止法(2005年)、性別工作平等法(2008年)といった施策が次々と実施された。

瀬地山(1996)は日韓台を比較し、早くから台湾が最も「専業主婦が消滅しやすい社会」と評価している。日韓に比べ専業主婦の地位が低く、高学歴が女子の就業を促進する効果が強く、日本の良妻賢母主義や韓国の両班的生活様式のような、上層で女子の就労を抑圧する規範がない。三歳児神話のような母親の専担役割に対する規範が弱く、出産退職が少ない。M字型曲線が見られないことも、台湾で仕事と家庭の両立可能性が日韓より高いことを示唆する。このようなジェンダー平等と両立性の高さは、出生率低下を予防するはずである。ところが現実には、台湾の出生力は日韓より低い水準まで落下している。

表4. 東アジア4ヶ国の家族主義－「強く賛成」の%

	台湾	韓国	日本	中国
1. 自分の幸福よりも、家族の幸福や利益を優先すべきだ	28.5	21.5	4.4	9.3
2. 親の誇りとなるように、子どもは努力すべきだ	34.2	18.3	2.7	19.5
3. 夫と妻の両方の親族が、妻の助けを必要としているときには、妻は夫の親族を優先して助けるべきだ	8.2	7.8	1.5	3.2
4. 三世代同居は望ましい	72.2	58.4	67.5	59.5
5. 長男が、多くの財産を相続すべきだ	3.0	6.1	1.5	2.8
6. どのような状況においても、父親の権威は尊重されるべきだ	25.9	31.1	3.9	17.6
7. 妻にとっては、自分自身の仕事よりも夫の仕事の手助けをする方が大切である	12.8	12.8	1.8	5.1
8. 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ	15.4	9.7	2.2	5.6
9. 景気がわるいときには、男性よりも女性を先に解雇してよい	2.0	1.8	1.0	1.5

岩井・保田(2009)

このような公的部門でのジェンダー平等の達成とは裏腹に、台湾には韓国以上に儒教的

家族パターンが残存しているのではないかと思われる根拠がある。ひとつは表2に示した出生性比の歪みで、韓国が最近正常範囲に戻ったのに対し、台湾の109.6(2008年)はいまだに選択的中絶が絶えずにいることを示す。もうひとつは表4の家族意識で、これは東アジア社会調査から家族観に関する結果を示したものである。これによると台湾は9項目中6項目で他の三国を上回って伝統的な家族主義的意見に賛成している。韓国が最も伝統的・保守的なのは「長男優待相続」「父親の権威」の2項目だけで、「伝統的性分業」では台湾と韓国が並んで最も保守的である。日本と中国が最も家族主義的な態度を示す項目はない。

McDonald(2000)は、ジェンダー平等が家庭外で高く家庭内で低ければ超低出生力が出現すると述べた。これは台湾の状況によく当てはまる。教育達成や職業達成で満足できる結果が得られる可能性が高いのに、家庭生活では満足できる結果が得られそうにないと見た女子は、結婚や出産を忌避するだろう。出生力低下以外にも晩婚化・未婚化や離婚の増加における後発効果も、家族部門と家族外の公的部門の変化の不整合が関わっていると見られる。家族部門が相対的に満足の行く状態ではないと見た未婚女子は、結婚を忌避するだろう。家族関係を解消した方が効用が上がると見た有配偶女子は、離婚を選択するだろう。国際結婚の増加は、内国人女子のこのような結婚忌避・解消傾向の直接的な結果である。

鈴木(2009)では、出生力低下の度合いを「北西欧と英語圏先進国」「南欧と日本」「儒教圏」に分け、その差を家族パターンの違いに結びつけた。つまり北西欧の親子紐帯が弱く、離家が早く、女性の地位がもともと高い家族パターンがポスト近代の社会経済的变化に最も耐性があり、合計出生率は1.5以下に下がらなかった。日本と南欧はともに北西欧と同じく封建家族の子孫だが、北西欧よりは家父長的・権威主義的特性を持つため、合計出生率は1.2前後まで低下した。儒教圏はさらに家父長的・権威主義的だったため、合計出生率は1.1未満まで低下した。このように近代化直前の家族パターンが北西欧型パターンから遠く、家父長的・権威主義的であるほど、ポスト近代化が進んだ時点で家族外部部門との乖離が大きくなり、結婚・出生を抑圧する効果が大きい傾向が見出せる。

このように出生力低下の水準が家族パターンに対応するとしたら、日本が儒教文明圏に呑み込まれることなく、儒教的家族制度を導入しなかったこと、近代化直前に封建制を経験しヨーロッパとの類似性が見られることといった文明論的考察の持つ意味は大きい。こうした文明間の違いは、近代化の速度の違いはもちろん、フクヤマが言う社会資本としての信頼の普及と企業規模の違いに加え、出生力低下を含むポスト近代的変動の深度の違いをももたらしたことになる。一方で日本による朝鮮・台湾の植民統治と近代化の強制は、家族パターンの深層を変えることはなかったようである。これは日本が非軸文明で、周縁に拡張すべき普遍主義的で超越論的な原理を持たないことと関係があるだろう。日本のアイデンティティは日本だけの原初的、聖的、自然的、帰属的原理にもとづいている。このため日本文明を輸出しようとするれば、相手の言語も信念もひっくり返るごと日本人にするしかない。1930年代の皇民化政策はそのような試みだったが、単に憎悪と反日感情を育てただけだった。

近代化直前の家族パターンでは、朝鮮は中国より日本に近い部分もあった。トッド(2001)の分類では、中国は外婚制共同体家族、朝鮮と日本は直系家族に分類される。前述のよう

に近代化直前の朝鮮家族は長男優待相続で、中国の男子均分相続と日本の長男単独相続の間に位置づけられる。そのように朝鮮の家族パターンが純粋な儒教的パターンよりは日本のパターンに近いとしたら、経済部門と家族部門の不均衡も中華圏よりは緩和され、ポスト近代的変動の深度も中華圏よりは緩やかなものになるのかも知れない。現時点での韓国と台湾の出生力水準の差を家族パターンと結びつけるのは早計に過ぎるかも知れないが、今後さらに台湾のポスト近代的変動が急激であることが明らかになれば、考えてみるべき仮説となるだろう。

近代化への日本の関与も、台湾より韓国の方が大きかった。日本は台湾の工業化をさほど重視しなかったが、朝鮮では重化学工業化を進めた。独立後の工業化も、台湾がアメリカと日本をともにモデルとしたのに対し、韓国は日本モデルの忠実な追随者だった。これがフクヤマが言う低信頼社会からの脱出を可能にする条件となったが、家族パターンのような社会構造の深層を変えるには至らなかった。台湾の方がジェンダーの政治的イシュー化と公的部門でのジェンダー平等の達成が速く進んだが、これは外省人による政治独占という特殊な状況もたらした差異と見られる。

ポスト近代的変動の深度は、主に経済部門と家族部門の間の発展の不均衡の関数であると考えられる。シンガポールではこれに加えて経済部門と政治部門の間の不均衡があり、高い経済発展度にもかかわらずいまだに民主化が実現されていない。都市国家であることと今のところ政権への不満が小さいこともあって、政策の浸透度は高く、出生促進策もある程度成功しているようである。しかしいつまでも人民行動党の一党独裁が続くとは思えず、将来のことはわからない。

## 引用文献

- S・N・アイゼンシュタット, 2004, 梅津順一・柏岡富英訳『日本 比較文明論的考察』岩波書店 (S. N. Eisenstadt, *Japanese Civilization: A Comparative View*, University of Chicago Press, 1996)
- 石田浩, 2005『台湾民主化と中台経済関係－政治の内向化と経済の外交化－』関西大学出版部.
- 岩井紀子・保田時男編, 2009『データで見る東アジアの家族観－東アジア社会調査による日韓中台の比較』ナカニシヤ出版.
- エズラ・F・ヴォーゲル, 1993, 渡辺利夫訳『アジア四小龍－いかにして今日を築いたか』中公新書 (Ezra F. Vogel, *The Four Little Dragons*, 1991)
- 梅棹忠夫, 2002『文明の生態史観ほか』中公クラシックス.
- カーター・J・エッカート, 2004, 小谷まさ代訳『日本帝国の申し子 高敞の金一族と韓国資本主義の植民地起源』草思社 (Carter J. Eckert, *Offspring of Empire, The Koch'ang Kims and the Colonial Origins of Korean Capitalism 1876-1945*, University of Washington Press, 1991)
- 江守五夫, 1990『家族の歴史民族学－東アジアと日本』弘文堂.
- 柿崎京一, 2008a「家と同族組織の構造」柿崎京一・陸学藝・金一鐵・矢野敬生編『東アジア村落の基礎構造－日本・中国・韓国村落の実証的研究』御茶の水書房, pp. 21-38.
- 柿崎京一, 2008b「移動と定住社会の構造」柿崎京一・陸学藝・金一鐵・矢野敬生編『東アジア村落の基礎構造－日本・中国・韓国村落の実証的研究』御茶の水書房, pp. 307-321.
- 加地伸行, 1997『現代中国学－〈阿Q〉は死んだか』中公新書.

- カッテンディーケ, 水田信利訳, 1964『長崎海軍伝習所の日々』平凡社東洋文庫 (Huijssen van Kattendijke, Willem J. C., 1860)
- ブルース・カミングス, 2003, 横田安司・小林知子訳『現代朝鮮の歴史—世界のなかの朝鮮』明石書店 (Cumings, Bruce, Korea's Place in the Sun: A Modern History, Updated Edition, W. W. Norton & Co., 1997)
- 川島武宜, 1957『イデオロギーとしての家族制度』岩波書店.
- 官文娜, 2009「婚姻・養子形態に見る日中親族血縁構造の歴史的考察」落合恵美子・小島宏・八木透編『歴史人口学と比較家族史』早稲田大学出版部, pp. 130-166.
- グリフィス, 山下英一訳, 1984『明治日本体験記』東洋文庫 430, 平凡社 (Griffis, William Elliot, 1876, The Mikado's Empire)
- 顧燕翎, 2010, 羽田朝子訳「フェミニズムの体制内改革—台北市女性權益保障弁法の制定の過程と検討」野村鮎子・成田静香編『台湾女性研究の挑戦』人文書院, pp. 85-108.
- 洪郁如, 2010「〈解題〉台湾のフェモクラットとジェンダー主流化」野村鮎子・成田静香編『台湾女性研究の挑戦』人文書院, pp. 109-126.
- 佐藤康行, 2004「はじめに」佐藤康行・清水浩昭・木佐木哲朗編『変貌する東アジアの家族』早稲田大学出版部, pp. vii-xx.
- 嶋陸奥彦, 2004「長期的視野における韓国の家族—世帯構成の組み替え可能性を中心に—」佐藤康行・清水浩昭・木佐木哲朗編『変貌する東アジアの家族』早稲田大学出版部, pp. 81-109.
- 鈴木透, 2009「序論：ポスト近代化と東アジアの極低出生力」『人口問題研究』第 65 巻第 4 号, pp. 1-7.
- 瀬地山角, 1996『東アジアの家父長制—ジェンダーの比較社会学』勁草書房.
- 戴季陶, 1972, 市川宏訳『日本論』社会思想社.
- 張普芬, 2010, 大平幸代訳「不孝の権利—台湾女性の相続をめぐるジレンマ」野村鮎子・成田静香編『台湾女性研究の挑戦』人文書院, pp. 47-69.
- C・P・ツェンベリ, 高橋文訳, 1994『江戸参府随記』平凡社東洋文庫 (Thunberg, Carl Peter, 1778)
- エマニュエル・トッド, 石崎晴己編, 2001『世界像革命』藤原書店.
- 仲川裕里, 2007「「両班化」の諸相と儒教—イデオロギーの社会的上昇機能と限界—」土屋昌明編『東アジア社会における儒教の変容』専修大学出版局, pp. 53-105.
- 中根千枝, 1967『タテ社会の人間関係』講談社現代新書.
- 中根千枝, 1970『家族の構造—社会人類学的分析』東京大学出版会.
- ルシアン・パイ, 1995, 園田茂人訳『エイジアン・パワー』大修館書店 (Pye, Lucian W., 1985, Asian Power and Policies: The Cultural Dimensions of Authority, President and Fellows of Harvard College)
- 朴在圭, 2008「チブ・家族・家口の様態」柿崎京一・陸学藝・金一鐵・矢野敬生編『東アジア村落の基礎構造—日本・中国・韓国村落の実証的研究』御茶の水書房, pp. 119-138.
- 金日坤, 1992『東アジアの経済発展と儒教文化』大修館書店.
- 範情, 2010, 竹内理樺訳「台湾女性運動の歴史をふりかえって」野村鮎子・成田静香編『台湾女性研究の挑戦』人文書院, pp. 127-154.
- サミュエル・ハンチントン, 1998, 鈴木主税訳『文明の衝突』集英社 (Huntington, Samuel P., The Clash of Civilizations and the Remaking of World Order, 1996)
- 平井昌子, 2008『日本の家族とライフコース』ミネルヴァ書房.
- フランシス・フクヤマ, 1996, 加藤寛訳『「信」無くば立たず』三笠書房 (Francis Fukuyama, TRUST: The Social Virtues and the Creation of Prosperity, 1995)
- ルース・ベネディクト, 1967, 長谷川松治訳『菊と刀』社会思想社 (Ruth Benedict, The Chrysanthemum and Sword: Patterns of Japanese Culture, 1946)
- M・C・ペルリ, 1948, 土屋喬夫・玉城肇訳『ペルリ提督日本遠征記』岩波文庫 (Perry, Matthew Calbraith, 1856, Narrative of the Expedition of an American Squadron to the China Seas and Japan)

- 丸山哲史, 2007『台湾における脱植民地化と祖国化－二・二八事件前後の文学運動から－』明石書店.
- 丸川哲史, 2010『台湾ナショナリズム－東アジア近代のアポリア』講談社選書メチエ.
- 宮嶋博史, 1995『両班－李朝社会の特権階級』中公新書.
- 李榮薫, 2009, 永島広紀訳『大韓民国の物語－韓国「国史」教科書を書き換えよ』文藝春秋.
- 若林正丈, 2001『台湾－変容し躊躇するアイデンティティ』ちくま新書.
- King, Victor T., 2007, *The Sociology of Southeast Asia · Transformations in a Developing Region*.
- McDonald, Peter, 2000 "Gender Equity in Theories of Fertility Transition," *Population and Development Review*, Vol. 26, No. 3, pp. 427-440.
- Mosk, Carl, 1995 "Household Structure and Labor Markets in Postwar Japan," *Journal of Family History*, Vol. 20, No. 1, pp. 103-125.

# 韓国の第二次低出産・高齢社会基本計画 における出生促進策

鈴木 透

(国立社会保障・人口問題研究所)

# 韓国の第二次低出産・高齢社会基本計画 における出生促進策

鈴木 透

(国立社会保障・人口問題研究所)

韓国では盧武鉉政権当時の2002年の1.17という極端に低い合計出生率によって出生促進策の必要性が合意され、紆余曲折を経て2006年に「第一次低出産・高齢社会基本計画（セロマジプラン2010）」が2006～10年の期間に対する5ヶ年計画として採択された。2008年に出帆した李明博政権は、内容を一部修正・拡張した「補完版」を12月に発表した。そして2010年11月には、2011～15年の期間をカバーする「第二次低出産・高齢社会基本計画（セロマジプラン2015）」が公表された。本稿では韓国の出生力低下と出生促進策への転換を概観した後、第二次基本計画のうち出生促進策を中心に、その内容を検討する。

## 1. 韓国の出生力低下と政策的転換

韓国の人口政策の変遷は、최은영・외(2005)、山地(2002)に詳しい。それによると、朴正熙政権は1961年発表の第1次経済開発5ヶ年計画(1962～66)で、高い人口増加率が経済発展を阻害するとの認識を明らかにし、家族計画事業の推進を決議した。この年に大韓家族計画協会が発足し、翌年発表された人口政策でも家族計画事業の必要性が強調された。1963年に保健社会部と経済企画院が作成した家族計画事業10ヶ年計画では、1971年までに有配偶婦人の避妊実践率を45%に上げ、人口増加率を2%に下げることが目標とした。そのため経口避妊薬が配布され、IUDと男性不妊手術が奨励された。軍服務者が男性不妊手術を受ければ訓練を免除される制度は、比較的最近まで維持されていた(京郷新聞 2004年1月19日付)。

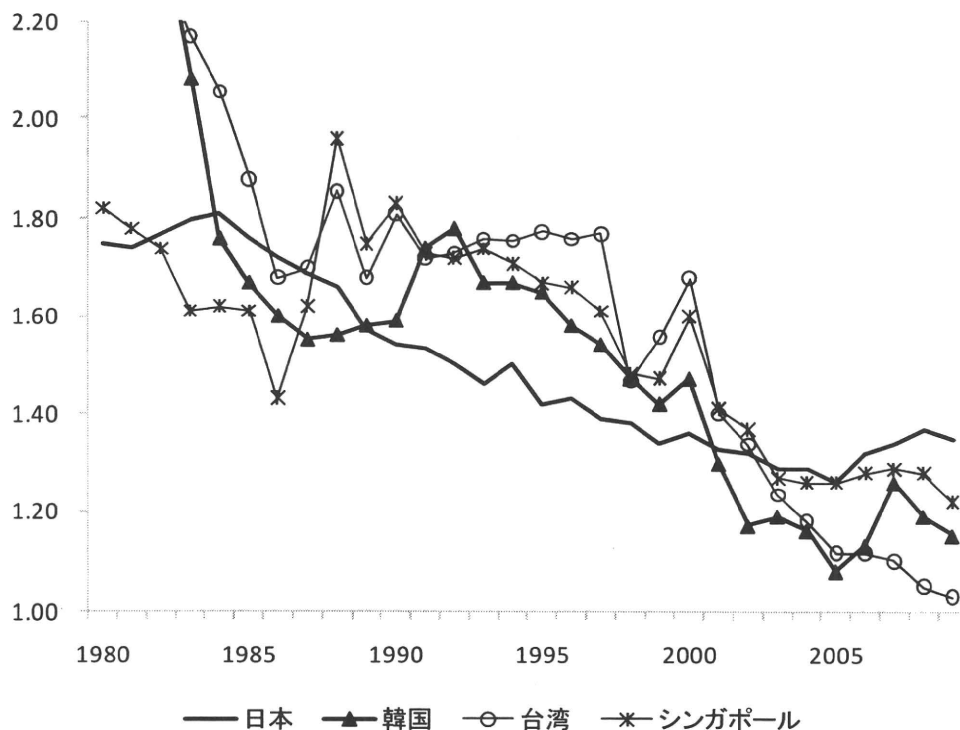
合計出生率は1970年代を通じて低下したものの、1980年に至ってもまだ置換水準を上回る2.8を維持していた。全斗煥大統領はさらに強力な出生抑制策の設定を指示し、1981年に発表された新人口政策では1988年までに置換水準を達成することを目標とした。そのためにセマウル事業を通じた避妊の普及、規制・保障制度の強化、不妊手術費の引き上げと自費避妊実践の推進、男女差別の防止、広報・教育活動の強化等が強力に推進された。また第3子以降出産時の医療保険適用の制限、第3子以降への教育費非課税範囲の廃止、3子以上公務員世帯への家族手当廃止といった経済的インセンティブも追加された。こうして置換水準は、目標より4年早い1984年に達成された。

1984年以降、合計出生率が置換水準を大きく割り込み、図1に見るように日本より低



い値を記録した。しかし 1986 年になっても韓国政府は、自国の出生率が高すぎると考えて出生抑制策をとり続けた。それ以前の高出生率が念頭にあり、簡単には発想を転換できなかったためと思われる(小島, 2005, pp. 3-4; Jones et al., 2009, pp. 5-7)。1988 年に経済企画院は、人口政策の目標を人口資質と生活の質の向上に転換するよう提言した。1994 年のカイロ国際人口開発会議の結果を受け、人口政策審議委員会が発足し新たな人口政策が検討された。こうして韓国政府は 1996 年の新人口政策をもってようやく出生抑制策を廃止し、出生率の現状維持に方針を転換した。新人口政策では、有病率・死亡率の低下、家族保健・福祉の増進、出生性比不均衡の是正、女性の就業・福祉の増進、老人保健・福祉の増進、地域分布の適正化等が目標とされた。

図1. 合計出生率



政策目標が現水準維持に変わった 1996 年以降も、韓国の出生率は低下を続けた。低下速度が速いため、1999 年には 1.42 で日本(1.34)との差がふたたび縮まりつつあった。一部では出生促進策の必要性が叫ばれたが、政府はこれに応じなかった。金大中政権は、1997 年に起きた経済危機への対応で手一杯で、人口問題まで手が回らなかったものと思われる。また国民の心に深く刻み込まれた人口爆発への恐怖感も、出生促進策への転換を遅らせる作用があった。このため、日本が 1989 年の合計出生率 1.59 を契機に出生促進策に踏み出したのに対し、韓国は 2002 年の 1.17 をもってようやく出生促進策の必要性が合意された。韓国ではこのような政策対応の遅れが日韓の出生力差の一因とする見解が見られるが(최은영·외, 2005, p. 75)、日本の出生促進策の効果を過大評価しているように思える。

2009 年現在、韓国・台湾・シンガポールは日本を下回る出生率水準を示すが、この状況の先頭を切ったのは韓国だった。2002 年の合計出生率 1.17 は、ヨーロッパにも匹敵する

国がほとんど見つからないほどの低水準だった。これによって韓国でも、ついに出生促進策への転換が決定された。2004年1月に青瓦台人口高齢社会対策タスクフォースチームは、「低出産・高齢社会対応国家実践戦略」を発表した。同年に高齢化および未来社会委員会が発足し、6月に「未来人力養成および女性の経済活動参与拡大のための育児支援政策」を発表した。

2005年5月に「低出産及び高齢社会基本法」が制定され、日本の「エンゼルプラン」と「ゴールドプラン」を合わせたような低出産・高齢社会対策5ヶ年計画を樹立することとした。9月に同法が施行に入り、大統領を委員長とする低出産・高齢社会委員会が発足した。翌10月、保健福祉部内に低出産高齢社会政策本部が設置され、労働部、産業資源部、企画予算処等の12個部処の公務員と民間専門家等が集まり、基本計画を練り上げた。

「参与政府」を標榜する盧武鉉政府は、経済団体、労働団体、市民団体、女性団体等が参加する「低出産高齢化対策連席会議」の場で政策討論を重ね、広汎な社会的合意を目指した。このような過程で、2006年1月にまず低出産対策が「希望韓国21」として発表された。6月初旬には一部修正された低出産対策が、新たに策定された高齢者対策と合わせて「第一次低出産・高齢社会基本計画（セロマジプラン2010）」として発表された。「セロマジ」の「セロ」は最初・新規を意味し、「マジ」は最後・終了の意味で、合わせて低出産対策+高齢化対策を意味する造語である。こうして1995年からエンゼルプランをスタートさせた日本に約10年遅れて、韓国でも出生促進のための政策的努力が始まった。

2008年に出帆した李明博政権は、同年12月に第一次低出産・高齢社会基本計画（セロマジプラン2010）補完版を閣議決定し、発表した。2006年のオリジナル版に対し、結婚支援策や未婚母・未婚父への支援、子守サービスの拡大、町ぐるみ育児ネットワークの構築といった項目が追加される一方、児童手当の検討や公教育における結婚・出産の価値の涵養といった項目は削除された。財政面では当初より26%増の40.3兆ウォンを投資するとされた。ただし増加分はもっぱら高齢化分野に対するもので、低出産分野は当初の18.8兆ウォンから19.1兆ウォンへ、1.6%の増加にとどまった(鈴木, 2010)。

第一次基本計画が2010年で運用期間を終えるのに応じて、李明博政権は2010年10月に第二次低出産・高齢社会基本計画（セロマジプラン2015）を閣議決定し公表した。こうして韓国の出生促進のための政策的努力は、第二期に入った。

## 2. 第一次計画の評価

第二次基本計画の文書には、第一次計画の総括と評価を述べた箇所がある。それによると、2006～10年の5ヶ年で計上された予算は42.2兆ウォンで、当初予定されていた32兆ウォンより約32%増、補完版で予定されていた40.3兆ウォンに比べても約5%増加している。42.2兆ウォンのうち、低出産部門に19.7兆ウォン(46.7%)、高齢化部門に15.8兆ウォン(37.4%)、成長動力部門に6.7兆ウォン(15.9%)が使われた。

2010年の低出産対策支出は5.9兆ウォンだった。韓国銀行は2010年の国民総所得を1162.7兆ウォンと推定したので(聯合ニュース, 2010年12月12日付)、低出産対策支出の対GDP比は $5.9 / 1162.7 = 0.51\%$ に近いことになる。OECD Social Expenditureによると、2005年の家族政策支出はGDPの0.27%とされていたから、5年で倍増に近い急激な伸び

を見せたことになる。しかし児童手当制度がないため、2005年の日本の支出(0.81%)にも及ばない水準である。

文書では第一次基本計画推進期間中に、家族親和社会環境の造成促進に関する法律制定(2007)、男女雇用平等と仕事・家庭の両立支援に関する法律改正(2007)、基礎老齢年金法(2007)、老人長期療養保険法(2008)、高齢親和産業振興法(2008)などが制定されたことを紹介した。また嬰幼児保育・教育費支援率、育児休職制度利用率、基礎老齢年金受給者比率、老人長期療養サービス受恵率といった指標で顕著な改善が見られたことを強調した。

一方で第一次基本計画の限界として、共稼ぎ世帯やベビーブーム世代といった需要が高い階層への配慮が不足だったことを指摘した。多方面にわたる広範囲な対応をすべきだったが、低出産分野は保育支援に、高齢化分野は基礎老齢年金に偏重していた。さらに民間部門の参加が低調で、成果が上がらなかったとした。特に出産退職や早期退職が多いのは、企業の認識不足によるものと結論づけた。

### 3. 第二次低出産・高齢社会基本計画の構成

第二次低出産・高齢社会基本計画は「出産と養育に有利な環境の造成」「高齢者の暮らしの向上基盤の構築」「成長動力の確保と分野別制度改善」「低出産・高齢化に対応する社会的雰囲気造成」の四大分野からなっており、この構成は第一次計画とほとんど変わっていない。このような変り映えのなさに対しては、百貨店式だとか選択と集中が欠けているという批判があった。これに対し政策立案者のひとりである이삼식(2010)は、低出産問題の解決のためには多様な社会領域で、多様な階層を対象に、多様な生涯周期を考慮して同時に接近しなければならないと回答している。

低出産対策である「出産と養育に有利な環境の造成」は、次のような構成になっている。

1. 仕事と家庭の両立の日常化
  - 1-1. 養育のための休暇休職制度の改善
  - 1-2. 柔軟な勤務形態の拡散
  - 1-3. 家族親和的な職場環境の造成
  
2. 結婚・出産・養育負担の軽減
  - 2-1. 家族形勢に有利な与件の造成
  - 2-2. 妊娠・出産に対する支援の拡大
  - 2-3. 子女養育費用の支援の拡大
  - 2-4. 多様で質の高い育児支援インフラの拡充
  
3. 児童青少年の健全な成長環境の造成
  - 3-1. 脆弱階層の児童支援の強化
  - 3-2. 児童・青少年の力量開発の支援
  - 3-3. 安定した児童・青少年保護体系の構築
  - 3-4. 児童政策の推進基盤の造成

第1章は両立支援策で、休暇制度の改善と活性化、フレックスタイムや短時間労働の活用、およびワーク・ライフ・バランスの推進について述べられている。第2章は結婚、出産、育児に対する現金・現物給付である。第3章は子どもの安全と福祉に関するもので、直接的な出生促進策とは言い難く、ここでは検討しない。

#### 4. 仕事と家庭の両立支援策

韓国の産前後休暇は90日で、日本の14週（98日）よりわずかに短い。しかし日本の産前・産後休暇に休暇中給与に関する規定がないのに対し、有給休暇であることが明文化されている点で、日本より手厚いと言える。また日本では配偶者出産休暇に対する規定はないが、韓国では3日間の無給休暇が認められている。第二次基本計画では、この配偶者休暇を3日間有給とし、必要時には5日間まで取得できるよう拡大する計画である。また家族看護休暇（無給）を申請できる制度があるが、事業主に対する強制力がなく活用度が低調であるとされる。第二次基本計画では、事業主が家族看護休暇を拒否できる条件を定めるよう提言している。

韓国の育児休暇は子どもが小学校に入学するまでに合計1年間取得でき、日本より柔軟である。ただし月50万ウォンの定額給付は、十分とは言えない。そこで第二次基本計画では、給与の40%を支給する定率制に転換する（ただし上限を月100万ウォンとする）計画である。

韓国では2008年に育児休暇の拡大と同時に、休暇の代わりに週労働時間を15～30時間に短縮できる勤労時間短縮制度を導入した。しかしこれも事業主に対する強制力がなく、また所得減少分に対する保障もないため、利用実績は低調である。そこで第二次基本計画では、勤労時間短縮の請求権を付与すること、育児休職給与を基準とした定率制を設けること、延長・夜間・休日勤務を「貯蓄」して育児期に使用できる「育児期勤労時間口座制」を新設することを提言している。

韓国では非正規労働者は多いがパートタイム労働者は少なく、2009年基準で日本の20.3%に対し9.9%にとどまっている。このように硬直的なフルタイム中心の勤労形態を変えるために、第二次基本計画ではまず公務員の勤労形態を柔軟化し、パートタイムやフレックスタイム、在宅勤務や遠隔勤務といった多様な勤労形態を導入するよう求めている。またこうした柔軟な勤労形態を民間にも広げるための法整備を進め、ソウル外郭の一山・盆唐等でスマートワークセンターを試験運用する計画である。

韓国では一定規模以上の企業・団体は職場保育施設を設置する義務があるが、罰則がないため履行が低調とされる。そこで第二次基本計画では、厳しすぎるとされる設置基準・安全管理基準をある程度緩和し、設置・運営に対する公的支援を強化するとともに、設置義務を怠る企業・団体のリストを交付するよう求めている。

韓国には日本のくるみマークに似た家族親和的企業への認証制度があるが、2008年に導入されたばかりでまだ企業の関心度は低いとされる。そこで政府・公共機関が率先して認証取得に努力するとともに、企業の規模・業主等に応じて認証基準を改善し、企業に対する弘報、教育、コンサルティングを強化する計画である。インセンティブ付与のために

は、官公庁への入札時の加算点の付与、優秀事例の弘報、制度の認知度の向上が必要だとしている。

韓国では 2004 年に週 40 時間労働制が導入されたが、OECD データによると韓国の年間労働時間は 2256 時間で、日本の 1772 時間を大幅に上回り OECD 中最長とされる。このためやはり公務員から率先して過度な超過勤務を解消し、経済団体と協力して毎週水曜日を「ファミリーデー」として早期退勤を促進する運動を進めるとしている。また地方自治体の活動評価指標に出産奨励事業を含め、自治体の財政に反映させる計画である。

## 5. 結婚・出産・育児への支援

韓国では低所得の結婚 5 年以内の夫婦を対象に住宅供給と専賃資金支援を行っているが、所得制限が厳しく共稼ぎ夫婦はほとんど対象外となっている。そこで第二次基本計画では、条件を緩和するか別に制度を創設するよう求めている。

第一次基本計画のオリジナル版では男子の兵役に関する言及は一切なかったが、補完版で初めて言及され、今回の第二次基本計画に引き継がれた。既に妻子がある男子が兵役に就く際に常勤予備役を選択できる制度があったが、兵役期間中に配偶者が出産した場合も常勤予備役に変更できるとしたものである。ただし韓国ではほとんどの男子が 20 歳前後で兵役に応じる慣習があり、該当者はごく少数と思われる。

結婚力の低下が出生力低下の主要因になっているという認識から結婚支援策の必要性を論じているが、具体的には人口保健福祉協会のホームページで結婚準備・家庭生活に関する情報を提供するとしている。ただし紹介サービスは含まれていない。

産婦人科が斜陽産業なため、日本と同じく韓国でも農村部を中心に産婦人科医の不足と空白地帯の問題が生じている。第二次基本計画では空白地帯への産婦人科施設の設置・運営を財政的に支援し、それが不可能な場合は産婦人科医や助産師のネットワークを強化して往診・訪問が受けられるよう支援するとしている。さらに高齢出産に伴う危険に対処するため、地域ごとに高危険分娩統合治療センターを設置する計画である。

韓国では 2009 年から妊娠出産診療費の支援を開始したが、2010 年時点で 30 万ウォンに過ぎない。これを毎年 10 万ウォンずつ引き上げ、2012 年には 50 万ウォンとする計画である。体外受精や人工授精、12 歳以下児童への予防接種に対する費用支援も、拡大される予定である。また妊娠中の薬物・喫煙・放射線等に対する注意喚起や、6 歳未満の乳幼児に対する健康診断も充実させるべきとされる。

韓国では出産直後に産後処理院や産後介護士のような民間のサービスを利用する夫婦が増えている。しかし高額なため低所得者は利用できないことから、2006 年から訪問サービスを実施している。第二次基本計画ではこれを強化するため、実態調査や教育課程の改変が必要だとしている。

現金給付では、世帯所得に応じて保育料を支援しているが、この所得制限を漸次緩和して行く方針である。他にも所得控除、住宅資金貸出、国民年金保険料の免除、電気料金の減免措置などが実施されているが、さらに 2011 年以後生まれた第 2 子以降に対しては、所得制限なしに高校授業料を支援する計画である。また 2011 年から多子女追加控除が、第 2 子は現行の 50 万ウォンから 100 万ウォン、第 3 子以降は現行の 100 万ウォンから 200

万ウォンに拡大される予定である。その他大学奨学金における第2子以降の優先、3子以上を持つ公務員の在職期間延長、多子女世帯への自動車取得税・登録税の免除や住宅支援の拡大が予定されている。

韓国では学習塾等の私教育費負担の増加が、出生力低下の主な要因とされている。そこで公教育の競争力を高めるために、創意・人生教育の強化、学校自律制や教員評価制の導入等が検討されている。また入試制度の改善を通じて私教育の誘発要因を減らし、教育番組や放課後学校等の代替サービスを強化する必要があるとされる。

保育サービスについては、第一次基本計画では国公立保育施設を利用者ベースで中長期的に30%に増やすという数値目標を置いていた。しかし現実には2004年の11.3%から2009年には9.9%と低下してしまっただけでなく、第二次基本計画からはこのような数値目標が消え、農漁村や低所得層密集地域に重点的に国公立保育施設を設置するとされている。また設置が困難な地域では、学校や自治センターのような有休空間を利用した小規模保育施設を設置するとしている。

民間保育サービスの質的維持のためには保育施設評価認証制と幼稚園評価制を実施しているが、評価認証参与資格の緩和や評価結果の公開、財政支援と連動させた改善へのインセンティブの強化が検討されている。

第一次基本計画では時間制保育、夜間保育、終日制幼稚園を大幅に増やし、保育サービスの多様性を充実させる計画だった。しかし第二次基本計画文書によると、依然として時間制保育・夜間保育・休日保育等への要望が大きく、需要の増加に追いつけないようである。終日制幼稚園は2010年までに100%を目標としていたが、第二次基本計画では目標年限が2012年に延ばされた。時間延長保育サービスの拡充のためには、利用者への保育料支援や施設への人件費支援を拡大するとしている。また共稼ぎや傷害児といったニーズに合わせて保育バウチャーを支給する方法も検討されている。

親の予定外の出張や夜勤に対応するための訪問子守サービスは、2006年に運用を開始し、2009年には232地域まで拡大されている。今後も低所得世帯のための夜間・週末保育等、民間施設が対応し難い部分を中心に拡充して行く計画である。

韓国では日本と同じく、3歳未満の乳幼児の保育サービス利用率が低い。これは中産層の共稼ぎ世帯を中心に需要があるにもかかわらず、信じて任せられる個別保育サービスが不足しているためという分析である。そこで第二次基本計画では訪問ベビーシッターの資格認定基準を明確化するとともに、安全管理・応急措置・食品衛生など必要な教育プログラムを支援するよう求めている。

韓国では小学生に対し地域児童センター、初等保育教室、放課後保育、放課後アカデミーを通じて24万人の児童に保育サービスを提供している。中学生は、1.5万人が地域児童センターと放課後アカデミーを利用している。第一次基本計画では、2010年までに低学年向けの初等保育教室をすべての小学校で実施するという目標を置いていた。第二次基本計画文書では、2009年時点で4146校で実施中と書かれているが、達成率は明記されていない。ともあれ全般的に保育ニーズは拡大しているようで、計画では各種のプログラムを拡充して行く必要性が主張されている。さらに学校や児童センターに加えて、民間保育サービス市場拡大のためのインフラ整備も必要とされる。

## 6. 総評

前述のように第一次基本計画が実施される直前の 2005 年の韓国の家族政策支出は、国内総生産の 0.27% だった。これは日本やアメリカを大きく下回り、OECD の最低水準だった。セロマジプランの実施によって 2010 年には 0.5% まで伸びたと考えられるが、依然としてトルコを除く OECD 会員国にはほど遠い水準である。日本も子ども手当の発足等でかなり伸びたと思われるが、まだ OECD 内では下位圏にとどまるだろう。家族政策への政府支出という面では、東アジアはアメリカ・カナダなどと並んで最下位圏を構成するという状況は、簡単には打破できそうにない。

表1. 家族政策支出の対GDP比(2005年)

国	%	国	%
ルクセンブルグ	3.60	スロバキア	2.13
デンマーク	3.38	チェコ	1.73
スウェーデン	3.21	オランダ	1.65
イギリス	3.20	スイス	1.34
ハンガリー	3.11	イタリア	1.31
フランス	3.02	スペイン	1.14
フィンランド	2.97	ポーランド	1.13
アイスランド	2.97	ギリシア	1.08
オーストリー	2.84	カナダ	1.05
ノルウェー	2.84	メキシコ	1.00
オーストラリア	2.83	日本	0.81
ニュージーランド	2.63	アメリカ	0.62
ベルギー	2.60	韓国	0.27
アイルランド	2.49	トルコ	0.03
ドイツ	2.17		

OECD, Society at a Glance 2009

第一次基本計画では「低出産高齢化対策連席会議の社会協約により、児童手当制度の導入を検討する」という文言が含まれていた。しかし第二次基本計画には、児童手当への言及はない。このことから「百貨店方式で多様な対策が含まれているものの、お金がかからない対策に限られている」という印象は免れ難い。確かに児童手当制度を創設しても出生力に対する即効的効果はないかも知れないが、より重要なのは政策のメッセージ性である。政府が少子化問題に本気で取り組んでおり、子どもが産まれても確実に公的支援が得られるので心配ないと国民が信じない限り、出生促進策の実効性は現れないだろう。日本の場合も子ども手当をめぐる公約実現の失敗や予算をめぐる中央と地方の確執、外国人や海外子女に関する公平性への疑問などが、制度の持続性を疑わせる結果になり、なかなか実効性を発揮するまでに到らないものと思われる。

韓国の制度には日本より寛大で、見習ってよい部分もある。出産休暇が有給と法的に定められていること、育児休職が子どもが6歳までと柔軟なこと、子ども数に応じて保険料が免除される国民年金クレジット制などがそうである。

## 引用文献

鈴木透, 2010 「セロマジプラン補完版の低出産対策」厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業、東アジアの家族人口学的変動と家族政策に関する国際比較研究（H21－政策－一般－007）平成 21 年度総括研究報告書, pp. 31-40.

Jones, Gavin, P. T. Straughan and Angelique Chan, 2009 “Very Low Fertility in Pacific Asian Countries - Causes and Policy Responses,” in Jones, Gavin, P. T. Straughan and Angelique Chan (eds.), *Ultra-low Fertility in Pacific Asia*, Routledge, London, 2009, pp. 1-22.

이삼식, 2010 “<헤럴드포럼>저출산 해결, 교육 쇄신부터,” 헤럴드경제, 2010-09-17.



# 韓国の家族変動と家族変動に関する見解

金 恩 實

(拓殖大学大学院国際協力研究科博士後期課程)

## 韓国の家族変動と家族変動に関する見解

金 恩實

拓殖大学大学院

はじめに

韓国の伝統的な家族を論じる際に最も影響を与えたものは儒教であった。朝鮮末期から普及した儒教は従来の社会制度を大きく変えた。孝思想や先祖崇拝を広め、家族パターンを大きく変えた。しかし、朝鮮戦争後の近代化・産業化により儒教的な家族パターンはまた大きく変動した。

近代化・産業化の過程において韓国の家族は大きな変化を経験してきた。韓国では、1962年の民法改正により核家族化が制度化され、「第1次経済開発5ヶ年計画」(1962～1966年)の一環として「出産抑制政策」、いわゆる「家族計画事業」が推進された。また、これらの法制度上の改革は、その後の韓国における経済成長とともに、韓国の「家族像」に大きな影響を与えた。出産抑制政策が推進されると、韓国の合計特殊出生率(以下、出生率とする)は1960年の6.0人から1970年には4.53人に、1980年には2.8人となり、人口転換が急速に進んだ。そして1984年になると人口置換水準が達成され、日本よりも低い出生率を記録した。しかし、その後も出生率は低下し続け、2005年には1.08人になり、大きな社会問題となっている。

少子化とともに高齢化も急速に進んだ。2000年には総人口に占める65歳以上の人口の割合が7.2%となり、高齢化社会へ突入したが、2018年には14.3%の高齢社会へ、その10年後の2028年にはベビーブーム世代(1955年から1963年生まれ)が高齢者となるため、21.8%という超高齢社会になるものと予測される。さらに2050年には韓国の高齢人口の割合が38.2%に上ると推計されている。

1960年代から今日まで続いてきた経済の成長は社会制度を変化させ、家族に及ぼした影響は大きい。このような家族の変動は少子化や高齢化だけではとどまらない。少子化、離婚率、国際結婚、自殺率は明らかに日本より急激に変化している。

本稿では韓国の家族人口学的変動を概観し、今日韓国の家族変化に関する見解を確認し、それらを通じて得られた知見から韓国の今後の家族変動と家族政策に対する示唆点を得ようとする。

### 1. 戦前の家族(韓国における伝統的な家族意識)

戦前の伝統的な韓国社会では家族の規範として人の規範として重視されてきたのが、孝思想であった。孝は韓国人の生活指導の原理であり、すべての人間関係において優先される絶対的価値であった。これは親に対する尊敬はもちろん扶養することも当然であった。また、親が生存している場合はもちろん、親が死んだ後にも継続され、祭祀を行わなけれ

ばならないものとしてきた。しかし、祭祀に関してはキリスト教の普及によって現代では事情が大きく変わった。統計庁（2005）によると宗教がある人は 53.1%、宗教がない人は 46.9%であった。宗教がある人の宗教別の内訳をみると、仏教 43.0%、プロテスタント 34.5%、カトリック 20.6%、儒教 0.4%、その他 1.5%であった。プロテスタントとカトリックを合わせると 55.1%とキリスト教の影響は極めて大きい。キリスト教は祭祀などの儀式は行わない。また、今日においては宗教の相違によって結婚が出来ないカップルや結婚後離婚に至るケースもある。ここで、儒教を宗教とみるべきかどうかは別として儒教と答えた人は 0.4%に過ぎない。しかし、韓国は未だ儒教思想が根強く、家父長制的な規範や慣習が今日に至るまで影響している。

儒教文化においては家父長制というものが一般的である。韓国の場合、家父長制が一般的な規範として普及したのは朝鮮末期である。それ以前の韓国では男女に地位の差も大きくなく、現代に近い家族制度があったという。朝鮮時代中期の 17 世紀前後、家族制度に大きな変化が起きる。儒教が広まるとともに社会制度が儒教的に改編された。朝鮮後期、韓国人の理想的な家族類型は世帯主の直系の長男と長男の長男などの家系継承者とその配偶者で構成された直系家族であった。身分が高い両班層は常民、賤に比べ直系家族の比率が高い。また、高麗時代までは普遍的であった婿留婦家制が廃止され、階級内婚制となり、同姓の婚姻も禁止となった<sup>1</sup>。また族譜を発刊することにより一層、氏族思想が形成、強化となった<sup>2</sup>。また、養子制度も父系親族の決定によるものとなり、財産相続も朝鮮末期には父系親族に強化された。長男を優待し、男女差別も激しくなった。長男は祭祀を相続することとなり、先祖崇拜の気風はさらに強化された。先祖崇拜思想の強化は長男と次男を区別させ、男女の差を広げる大きな要因となった。氏族の形成は母方の親族との関係を弱体化させた。今日でも門中、宗中など父系血縁集団を指す言葉が残っており、門中財産は祭祀、子孫の教育、吉凶事の支出に当てられた。

朝鮮末期以前の女性の地位は比較的に自由なものであった。17 世紀高麗時代には婚姻後 24 歳から 30 歳まで新婦の家で生活であり、同姓婚も可能であった。また、夫を早くなくした場合には夫の財産を女性が持ち、再婚することも可能だった。地位、財産相続においても息子と婿、父方の子孫と母方の子孫における差別はほとんどなかった。しかし、朝鮮末期に儒教が広まることで女性の地位は一変した。朝鮮末期には父系血統は絶対的なものだったため、血縁主義、父系血統の維持と正統性の固守、直系主義、長子優先主義、嫡庶差別主義など排他性が強化され、女性の生活が厳しく統制された。再婚は禁止となり、出嫁外人ということの通り、結婚したら実家に戻ることを許されない時代となった。女性は三従之道と七去之悪を守らないといけないとされてきた。三従之道は女性が従う三つのもの

---

<sup>1</sup> 婿留婦家制：新郎が新婦の家に来て婚礼を行った後、当分の間、新婦の家で生活をする慣習。今日においては新郎と新婦の家が違う地域の場合、結婚式は新婦の実家の地域で行うこととして残されている。

<sup>2</sup> 族譜：父系を中心とした血縁関係を図表で記録した種族の系譜。

であるが、父に従い、婚姻後には夫に従い、出産後には息子に従うものとされた。また女性がしてはいけない七つの悪として不順舅姑、無子、淫行、嫉妬、悪疾、口舌、窃盗があげられた。しかし、朝鮮末期には孝を絶対価値化したため、孝に関しては女性も男性も平等であった。そのため、女性も老後は保障され、夫の家の先祖になることが許された。また、母親としての領域が強化されたため、「息子がいないと死んでも祭祀もなく、客鬼となり現世を彷徨う」といういい伝えがあるように男子を出産することが女性にとってはなによりも大事なこととされた。このことは現在にも強く残っており、男子選好の風習となった。

## 2. 戦後の家族変動

### (1) 先行研究

韓国における家族に関する研究は韓国と日本の研究者により日本の植民地時代から研究されてきたが、当時の研究は家族制度に関するものが主であった。朝鮮独立後、キムデュヒョン（1949）が朝鮮家族制度研究を発刊した。朝鮮家族制度研究は1945年以前に発表された論文を整理したものであり、三国時代以来の文献を歴史的な観点から分析し、家族、同族、親族制度を包括的に研究した<sup>3</sup>。その後、1950年代は朝鮮戦争により社会的混乱期であったため、学問的な成果は得られなかった。1959年になると大韓家庭学会誌が創刊され、家族学分野で家族に関する研究論文が発表された。

家族に関する研究は1960年代に入り、家族規模・類型、親族の組織、家族の価値観、比較家族研究など本格的な研究業績が発表されはじめた。1960年代後半には家族の構造や機能、制度の変換、結婚及び家族価値観の変化の研究、親子関係や家族問題も研究された。1964年には韓国社会学も創刊された。チェゼソク（1966）の韓国家族研究では、韓国家族の形態、類型、制度を研究した。1970年代には家族関係や家族構造を中心に家族に関する研究が盛んになった。また、親子関係の研究が増え、夫婦関係、家族問題に関する研究（高齢者問題の原因、高齢者の生活実態調査）、家族治療に関する研究も多くなった。1980年には児童学会誌が創刊され、1983年には韓国家庭管理学会誌も創刊された。1980年代には共働きの役割分担、高齢者問題を中心に結婚後の親子関係、離婚、家庭内暴力などの研究も新たに登場した。

その後、1980年代後半になると家族危機論の研究が盛んとなり、その後は現代の家族変動は危機ではなく再構造化しているという研究も多くなった。2000代中盤からは結婚移民者や多文化家族が注目され、家族政策も変化し、これに関する研究も数多くある。しかし、現在も家族変動に関しては家族危機論と家族再構造化論の2つに見解がわかれている。

### (2) 家族と世帯の変動

20世紀初から韓国の産業社会への進入がはじまり、日本植民地時代の部分的な産業化は

---

<sup>3</sup> 朝鮮における三国（高句麗、百濟、新羅）時代。